

## TMI 中国最新法令情報 —(2020年7月号)—

### TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区朝外大街乙 12 号

昆泰国際大厦 2412A 室

TEL : +86-(0)10-5925-1200

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。バックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。( [http://www.tmi.gr.jp/global/legal\\_info/china/index.html](http://www.tmi.gr.jp/global/legal_info/china/index.html) )

#### 目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 中国銀行保険監督管理委員会行政処罰弁法	
(2) 化粧品監督管理条例	
(3) 中小企業代金支払保障条例	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第三弾：契約実務のイロハ	10
(第4回 契約の履行を確保するための方法)	
三. 中国法務の現場より	20
1. 北京市における経済活動の回復の兆し等	
2. 日中間の往来の静かな復活に向けて	

## 一. 中国最新法令（2020年6月下旬～2020年7月中旬公布分）

### 1. 中央法規

#### (1) 中国銀行保險監督管理委員会行政処罰弁法<sup>1</sup>

中国銀行保險監督管理委員会 2020年6月15日公布 2020年8月1日施行

##### ① 背景

2018年に中国銀行監督管理委員会と中国保險監督管理委員会とは、組織改編の一環として中国銀行保險監督管理委員会に統合された。

この組織改編に伴い、銀行業と保險業における監督管理体制が改革され、行政処罰の手続の統合・最適化のため、統一的な規範の制定が待たれていたところ、今般、「中国銀行保險監督管理委員会行政処罰弁法」（以下「本弁法」という。）が公布され、施行される。

本弁法の施行により、現行の銀行業界に適用される「中国銀行監督管理委員会行政処罰弁法」<sup>2</sup>、及び現行の保險業界に適用される「中国保險監督管理委員会行政処罰手続規定」<sup>3</sup>が廃止されることとなる。

本条例は、全104条により構成され、行政処罰業務の仕組みの統合・最適化、行政処罰業務フローの整備、行政処罰の強化、当事者の合法的な權益の保障等についての内容が規定されている。以下では、本弁法の主な内容を紹介する。

##### ② 主な内容

#### ア 行政処罰業務の仕組みの統合・最適化

##### (a) 行政処罰の種類

本弁法は、12種類（実質11種類）の行政処罰を定めている。具体的には、①警告、②過料、③違法所得の没収、④営業停止・整頓の命令、⑤金融、業務許可証の取消し、⑥就職資格の取消し、⑦保險業機關業務範囲の制限、⑧保險機關の新業務の受け入れの禁止、⑨外国銀行代表処の取消し、外国保險機關中国駐在代表機關の抹消、⑩外国銀行首席代表更迭の要求、外国保險機關中国駐在代表機關首席代表更迭の命令、⑪銀行業又は保險業へ参入の禁止、⑫法律、行政法規の定めるその他の行政処罰、の12種類となっている<sup>4</sup>。

##### (b) 行政処罰の実行における基本原則

本弁法は、行政処罰の実行において、公平・公正・公開であること、手続が合法であること、過失と罰が均衡していること、当事者の合法權益を維持・保護すること、処罰と教育を結合すること、という基本規則を示し、これらを遵守するものとしている<sup>5</sup>。

##### (c) 法による処罰の減輕又は加重等

本弁法は、法により軽い処罰を科し、もしくは処罰を減輕すること、又は処罰を加

<sup>1</sup> 「中国银保监会行政处罚办法」

<sup>2</sup> 「中国银监会行政处罚办法」

<sup>3</sup> 「中国保險監督管理委員会行政処罰程序規定」

<sup>4</sup> 本弁法第3条

<sup>5</sup> 本弁法第4条

重することを明確にした。

行政処罰法におけるのと同様<sup>6</sup>、以下に掲げるいずれかの情状がある場合、法に従い軽い処罰を科し、又は行政処罰を減輕するものとされている<sup>7</sup>。

- 違法行為による危害結果を自ら除去し又は軽減した場合
- 他人に脅迫されて違法行為を行った場合
- 行政機関に協力して違法行為の取締りに貢献した場合
- 法により軽く行政処罰を与え、又は行政処罰を減輕すべきその他の場合

また、違法行為が軽微で遅滞なく是正され、危害の結果をもたらさなかった場合は行政処罰を与えないこととされている。

逆に、当事者に以下に掲げるいずれかの情状がある場合は、法により重きに従い処罰しなければならないとされている<sup>8</sup>

- 繰り返し処罰されても再び違法行為を犯す場合
- 監督管理・法執行に協力しない場合
- 危害の結果が重大で、比較的悪質な社会的な影響が生じた場合
- 法により重く処罰すべきその他の場合

#### イ 行政処罰業務フローの整備、行政処罰の強化

##### (a) 管轄

本弁法は、従来の規定と同様に、行為主体の所在地以外の場所で違法行為がなされた場合、違法行為の発生地 of 派出機関がこれを管轄し、当該派出機関は速やかに行為主体の所在地の派出機関に通知すること、そして、行為主体の所在地の派出機関は当該違法行為の取り締まりに協力するものとされている<sup>9</sup>。

##### (b) 立件調査

立件調査に関して、証拠の登記保存措置に関する規定が新たに追加されており、証拠が滅失し、又は後日取得が困難になるおそれがある場合には、先行して登記保存措置を講じることができるとされている<sup>10</sup>。

##### (c) 行政処罰の強化

本弁法は、調査部門が銀行保険機関の違法行為を調査する際、関連責任者の違法行為及び責任も合わせて調査認定することとしており<sup>11</sup>、また、行政処罰がなされた後、当該処罰内容につき対応する規律検査監察部門に送付し、関連責任者の処罰状況についても関連の組織部門に通報するものとしている<sup>12</sup>。

<sup>6</sup> 行政処罰法第 27 条

<sup>7</sup> 本弁法第 7 条

<sup>8</sup> 本弁法第 8 条

<sup>9</sup> 本弁法第 15 条

<sup>10</sup> 本弁法第 24 条

<sup>11</sup> 本弁法第 29 条

<sup>12</sup> 本弁法第 84 条

ウ 当事者の合法的権利の保障

本弁法は「行政処罰事前告知書」の記載内容を明確にした。

「行政処罰事前告知書」は当事者の基本状況、違法事実及び関連証拠、処罰の理由及び根拠、処罰の種類及び幅、当事者の陳述、答弁、聴聞の権利、行政処罰を決定する予定の機関の名称、印章及び日付を記載しなければならない<sup>13</sup>。

また、本弁法においては、当事者が聴聞権を行使することが可能な対象処罰として、外国銀行代表処、外国保険機関中国駐在代表機関の閉鎖、又は外国銀行首席代表の更迭要求、外国保険機関中国駐在代表機関首席代表の更迭命令を追加した<sup>14</sup>。また、聴聞権の行使対象となる「比較的高い金額の過料」の金額について、以下のように調整がなされている<sup>15</sup>。

処罰の実施主体	処罰対象	本弁法	「中国銀行監督管理委員会行政処罰弁法」	「中国保険監督管理委員会行政処罰手続規定」
銀行保険監督管理委員会	銀行業の違法行為を行った単位	500 万円を超える	500 万元以上	実施主体を問わず、 ▶ 保険機関及び保険資産管理機構に対して 100 万元以上、その分支機構に対して 20 万元以上 ▶ 保険仲介機構に対して 30 万元以上、その分支機構に対して 10 万元以上 ▶ その他の法人、組織に対して 100 万元以上 ▶ 個人に対して 5 万元以上
	銀行業の違法行為を行った個人	50 万円を超える	50 万元以上	
	保険業の違法行為を行った単位	150 万円を超える	—	
	保険業の違法行為を行った個人	10 万円を超える	—	
銀行保険監督管理局	銀行業の違法行為を行った単位	300 万円を超える	100 万元以上	
	銀行業の違法行為を行った個人	30 万円を超える	30 万元以上	
	保険業の違法行為を行った単位	50 万円を超える	—	
	保険業の違法行為を行った個人	7 万円を超える	—	
銀行保険監督管理分局	銀行業の違法行為を行った単位	100 万円を超える	50 万元以上	
	銀行業の違法行為を行った個人	10 万円を超える	10 万元以上	
	保険業の違法行為を行った単位	30 万円を超える	—	

その他に、調査における回避規則の明確化、調査証拠収集の規範化等の内容により、当事者の合法的な権利の保障が図られている。

<sup>13</sup> 本弁法第 58 条

<sup>14</sup> 本弁法第 60 条第 1 項第 7 号

<sup>15</sup> 本弁法第 60 条第 2 項

## (2) 化粧品監督管理条例<sup>16</sup>

国務院 2020年6月16日公布 2021年1月1日施行

### ① 背景

近年、中国において化粧品業界は飛躍的に発展してきたが、発展の質及び効果が高くないこと、革新能力が不足していること、ブランド認知度が低いこと、違法な添加物の使用が後を絶たないことなどといった問題が生じている。

現行の化粧品業界の基本的な規定である「化粧品衛生監督条例」（以下「旧条例」という。）<sup>17</sup>は1990年に施行されたものであり、施行されて既に30年が経過し、現在の産業発展及び監督管理の実務に適応できない状況となっている。このような状況に鑑み、「化粧品監督管理条例」（以下「本条例」という。）が制定され、公布された。

本条例は、全80条により構成され、放管服（権限委譲・管理・サービス）改革の深化、製品品質安全の強化、リスク管理規則による分類管理、違法行為に対する処罰の強化等の面において、関連内容を規定している。以下では、本条例の主な内容を紹介する。

### ② 主な内容

ア 放管服改革の深化、商業ビジネス環境の改善、産業イノベーションの促進

#### (a) 化粧品の分類管理

本条例においては、リスクの程度により、化粧品及び化粧品原料に対して分類管理を実施することが謳われている<sup>18</sup>。

化粧品については、特殊化粧品に対して登録管理、普通化粧品に対して届出管理を実施すること<sup>19</sup>、化粧品原料は新原料と使用済み原料に分類され、リスク程度が比較的に高い化粧品新原料に対して登録管理、その他の新原料に対して届出管理を実施すると規定している<sup>20</sup>。

#### (b) 登録及び届出手続の簡素化

旧条例と比べて、本条例は、化粧品又は化粧品新原料の登録又は届出の手續、資料及び期限を簡素化した。特に、普通化粧品の届出手続に関しては、国務院薬品監督管理部門のオンライン・サービスのプラットフォームで関連資料を提出することをもって、届出が完了するとされている<sup>21</sup>。

<sup>16</sup> 「化粧品監督管理条例」

<sup>17</sup> 「化粧品衛生監督条例」

<sup>18</sup> 本条例第4条第1項

<sup>19</sup> 特殊化粧品とは髪染め、パーマ、シミ除去や美白、日焼け防止、脱毛防止用の化粧品及び新たな効果を宣言する化粧品、特殊化粧品以外の化粧品は一般化粧品と定義されている（本条例第16条第1項）。

<sup>20</sup> 本条例第4条第2項、3項

<sup>21</sup> 本条例第20条第2項

イ 製品品質安全の強化

(a) 企業主体責任の徹底化

本条例は、化粧品の登録者及び届出者が、化粧品の品質安全及び効果宣言に責任を負うこと<sup>22</sup>、また、化粧品新原料又は化粧品の登録、届出を実施するに先立ち、自ら又は専門機関に委託して安全評価を実施すること<sup>23</sup>などを明確にした。

(b) 生産経営過程の管理の強化

品質コントロールに関して、本条例は、化粧品の登録者、届出者及び受託生産企業は、国务院薬品監督管理部門が制定した化粧品生産品質管理規範により生産を組織し、化粧品生産品質管理体制を構築し、取引先の選択、原材料の検収、生産過程及び品質コントロール、設備管理、製品検査及びサンプルの保存等の管理制度を構築して実施することを要求している<sup>24</sup>。

また、本条例は、原料及び包装材料の使用、入荷検査及び出荷検査、製品の保存及び運送などの生産経営過程における品質管理要求を細かく定めている<sup>25</sup>。なお、ラベルについては、化粧品の最小販売単位でラベルを付ける必要があること、輸入化粧品の場合、中文ラベルが必要であることのほか、ラベルの必要記載内容、記載禁止の内容も規定している<sup>26</sup>。

(c) 発売後の品質安全管理の強化

本条例は、化粧品の登録者及び届出者が、発売された化粧品の不良反応に対して遅滞なく評価を実施し、化粧品不良反応監視機関に対して報告するべきものと規定されている<sup>27</sup>。

また、化粧品の品質に欠陥又はその他の問題が存在していることにより、人体健康に危害する恐れがあることを発見したとき、生産を停止させ、リコールを実施し、化粧品の経営者及び消費者に対して経営及び使用の停止を通知し、リコール及び通知状況を記録すること<sup>28</sup>、化粧品又は化粧品原料に欠陥があることを証明する証拠がある場合、省レベル以上の医薬品監督管理部門は、化粧品、化粧品新原料の登録者又は届出者に対して、安全再評価の実施等を命じること<sup>29</sup>などが規定されている。

なお、外国の化粧品登録者、届出者は、中国国内の企業法人を指定して、化粧品不良反応管理、製品リコールの実施を協力させるものとする規定されている<sup>30</sup>。

<sup>22</sup> 本条例第6条

<sup>23</sup> 本条例第21条第1項

<sup>24</sup> 本条例第29条第1項

<sup>25</sup> 本条例第30条、第31条、第38条、第39条

<sup>26</sup> 本条例第35条ないし第37条

<sup>27</sup> 本条例第52条第1項

<sup>28</sup> 本条例第44条第1項

<sup>29</sup> 本条例第55条

<sup>30</sup> 本条例第23条

#### ウ 監督管理措置の完全化

本条例は、化粧品のリスク監測及び評価制度を構築するとともに、医薬品監督管理部門の監督管理措置を明確にした。具体的には、①生産経営場所に入って現場検査を行うこと、②サンプリング検査、③関連契約書、証憑、帳簿及びその他の関連資料を調査・閲覧し、コピーすること、④強制的な国家基準、技術規範に適合せず、又は人体健康を害する恐れがあることを証明できる化粧品、及びその原料、化粧品と直接接触する包装材料、及び違法生産経営に使用されることが証明できる用具、設備を差し押さえること、⑤違法生産経営活動を行う場所を差し押さえることなどの内容が定められている<sup>31</sup>。

また、責任確認相談、通報奨励等を監督管理手段として位置付けている<sup>32</sup>。

#### エ 違法責任の強化

旧条例においては、法的責任が比較的軽かったのに対し、本条例は、行政処罰の内容を具体化され、違法行為の性質、情状、危害程度により法的責任を確定し、また、没収、過料、生産経営停止命令、許認可の取消し、市場及び業界の参入禁止等の処罰措置を総合的に利用し、過料金額を大幅に増加することが明確に定められている。

例えば、化粧品の生産許可を得ずに化粧品を生産する場合、旧条例によると、生産停止を命じられ、製品及び違法取得を没収され、また違法取得の3倍から5倍までの過料に処すことができるとされていたことに対して<sup>33</sup>、本条例によると、製品、生産用設備等及び違法取得の没収の他、違法に生産した貨物金額が1万元未満の場合、5万元以上15万元以下の過料に処され、1万元以上の場合、貨物金額の15倍以上30倍以下の過料に処されること、情状が嚴重である場合、10年以内化粧品の届出又は許認可に関する申請を受理せず、また会社の法定代表者又は関連責任者に対して、前年度の本会社から得た収入の3倍から5倍までの金額で過料を処され、生涯化粧品の生産経営活動に従事してはならないことが罰則として定められている<sup>34</sup>。

### (3) 中小企業代金支払保障条例<sup>35</sup>

国务院 2020年7月5日公布 2020年9月1日施行

#### ① 背景

2018年の年末までに、中国の中小企業の数3000万社を超え、全国の50%以上の税金を納付しており、60%以上のGDPを生み出している<sup>36</sup>。しかしながら、近年、政府機関、事業単位及び大型企業の中小企業に対する代金の支払遅延事例が数多く発生しており、中小企業の合法的な權益が重大に侵害されることが頻発している。中小企業の資金繰りへの圧力を緩和し、中小企業の合法的な權益を保護するため、国务院は中小企業代金支払保障条例

<sup>31</sup> 本条例第46条

<sup>32</sup> 本条例第57条、第58条

<sup>33</sup> 旧条例第25条

<sup>34</sup> 本条例第59条

<sup>35</sup> 「保障中小企业款项支付条例」

<sup>36</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1645357839695735857&wfr=spider&for=pc>

(以下「本条例」という。)を公布した。

本条例は、日本の下請法と類似する趣旨が定められており、政府機関、事業単位及び大型企業と中小企業の取引のトラブルを減らすことが目的と理解される。

本条例は、全 29 条により構成され、政府機関、事業単位及び大型企業と中小企業との契約締結、支払方式等について規定を設け、支払期限の規範化、検収の要求の明確化、支払情報公開制度の確立、責任追及等について規定している。以下では、本条例の主な内容を紹介する。

## ② 主な内容

### ア 適用範囲

本条例は、政府機関、事業単位及び大型企業が、貨物、工事、サービスの購入のため、中小企業に対して代金を支払う場合に適用されるとされている<sup>37</sup>。なお、中小企業促進法上、「中小企業」とは、中国において設立された、人員規模、経営規模が相対的に小さい企業（中型企業、小型企業、零細企業）をいうと定義されている一方<sup>38</sup>、本条例では中国において設立された、国務院の認可した中小企業区分基準<sup>39</sup>に基づき確定される中型企業、小型企業、零細企業をいうと定義され<sup>40</sup>、中小企業区分基準に基づいて中小企業に該当するか否かが定まることが明確にされている。なお、大型企業とは、中小企業以外の企業をいうと定義されている。

### イ 政府機関、事業単位及び大型企業の義務

政府機関、事業単位、大型企業の義務としては、以下のような内容が定められている。

- 政府機関、事業単位及び大型企業は、中小企業に不合理な支払期限、支払方法、支払条件及び違約責任等の取引条件を受け入れさせず、中小企業の貨物、工事及びサービス代金の支払いを遅延してはならない<sup>41</sup>。
- 政府機関、事業単位は中小企業から貨物、工事及びサービスを購入する場合、貨物、工事及びサービスの引渡日から 30 日以内に代金を支払わなければならない。契約に別途規定がある場合でも、支払期限は最長で 60 日を超えてはならない<sup>42</sup>。
- 大型企業は中小企業から貨物、工事及びサービスを購入する場合、業界規範、取引習慣により支払期限を合理的に約束し、遅滞なく支払わなければならない<sup>43</sup>。
- 政府機関、事業単位及び大型企業が商業為替手形等の現金以外の支払方式を使用して中小企業の代金を支払う場合、契約において明確、合理的に合意しなければならず、中小企業に対して強制的に商業為替手形等の現金以外の支払方式を受け入れさ

<sup>37</sup> 本条例第 2 条

<sup>38</sup> 中小企業促進法（中小企业促進法）第 2 条第 1 項

<sup>39</sup> [http://www.gov.cn/gongbao/content/2012/content\\_2041870.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2012/content_2041870.htm)（業種ごとに、従業員数ないし営業収入基準により分類をしている。）

<sup>40</sup> 本条例第 3 条第 1 項

<sup>41</sup> 本条例第 6 条第 1 項

<sup>42</sup> 本条例第 8 条第 1 項

<sup>43</sup> 本条例第 8 条第 2 項

せてはならず、商業為替手形等の現金以外の支払方式を利用して形を変えて支払期限を延長してはならない<sup>44</sup>。

- 契約、法律、行政法規に別途の定めがある場合を除き、政府機関、事業単位及び国有の大型企業は、監査機関の監査結果を決済の依拠とすることを強制的に要求してはならない<sup>45</sup>。
- 法に従い設立された入札保証金、契約履行保証金、工事品質保証金、農民工賃金保証金以外、工事建設においてはその他の保証金を徴収してはならない<sup>46</sup>。
- 政府機関、事業単位及び大型企業は、法定代表者又は主要責任者の変更、内部の代金支払フローの履行、又は契約に約定されない状況において竣工検収の返答、決済・監査等を待つことを理由として、中小企業の代金を支払うことを拒否又は遅滞してはならない<sup>47</sup>。
- 政府機関、事業単位は毎年 3 月 31 日までに前年度の中小企業への代金支払の遅延に関する契約の数量、金額等の情報を、ウェブサイト等で告知しなければならず、大型企業は、中小企業への代金支払の遅延に関する契約の数量、金額等の情報を、企業信用情報公示システムで公示しなければならない<sup>48</sup>。

#### ウ 中小企業の義務

本条例は、中小企業は、政府機関、事業単位、大型企業と契約を締結するにあたって、自ら中小企業に属することを告知しなければならないと規定している<sup>49</sup>。

#### エ 法的責任

本条例は、政府機関、事業単位が本条例に違反した場合、上級機関、主管部門に是正を命じられ、是正しない場合、直接に責任を負う主管者及びその他の直接的責任者に対して処分を行うこと<sup>50</sup>、大型企業が本条例に違反して、企業信用情報公示システムで中小企業への代金支払いの遅延の状況等について公示をしない場合には、市場監督管理部門が法に基づく処理をすることと定めている<sup>51</sup>。

(苗曉艷・中国法顧問)

---

<sup>44</sup> 本条例第 10 条

<sup>45</sup> 本条例第 11 条

<sup>46</sup> 本条例第 12 条第 1 項

<sup>47</sup> 本条例第 13 条

<sup>48</sup> 本条例第 16 条

<sup>49</sup> 本条例第 3 条第 2 項

<sup>50</sup> 本条例第 25 条

<sup>51</sup> 本条例第 27 条第 1 項

## 二. 連載 中国法実務のイロハ 第三弾：契約実務のイロハ（第4回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更、終了、更新
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

### 第4回 契約の履行を確保するための方法

多くの企業において、契約の締結前においては、インハウスローヤーもしくは外部弁護士に依頼し、自社に少しでも有利な条項を盛り込み、ビジネス関連の法令を正しく遵守しているかを十分に検討するのが一般的と言えます。しかし、契約履行段階においては、契約締結時と比べ、法務的な対応は必ずしも十分とは言えないのではないのでしょうか。第4回では、契約の履行を確保するための方法について、10個の質問に分け、検討していきたいと思います。なお、民法典が2021年1月1日に施行されますので、今回の記事においては、主に民法典の条文を引用させていただきました。

#### Q3.4.1 契約を履行するにあたっての原則は何でしょうか。

契約履行の原則として、当事者は、約定に従って自己の義務を全面的に履行すべきとされています<sup>52</sup>。それ自体は当然のことですが、単に契約に規定された義務を履行すれば足りるというのではなく、信義誠実の原則に則り、契約の性質、目的及び取引慣行に従い通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければなりません<sup>53</sup>。これは、契約締結の過程においても信義誠実の原則に従って行為しなければ、損害賠償責任を負うとする契約締結上の過失<sup>54</sup>と共通の法理が根底にあるものといえます。

なお、民法典では、契約法にあった上記各規定に加え、当事者は契約履行時において資源の浪費、環境の汚染、又は生態の破壊等を避けるべきことも規定されました<sup>55</sup>。

もともと、実務上、契約紛争において、信義誠実原則違反だけで、裁判において請求を認めってもらうのは難しいと言えます。そのため、契約の履行上想定できる事項については、やはり出来るだけ条文中に規定すべきといえます。秘密保持条項を盛り込むこともその一環といえます。

<sup>52</sup> 民法典第509条第1項

<sup>53</sup> 民法典第509条第2項

<sup>54</sup> 民法典第500条

<sup>55</sup> 民法典第509条第3項

Q3.4.2 契約に明確に約定されていない事項について、どうすればよいでしょうか。

企業が経営活動を展開するには、日常的に多数の契約を締結する必要があり、その中には、相手方当事者が作成した雛形も多く含まれます。未経験の取引の場合には、実際に履行するまで、どの様な事態が生じるか予想しにくいことも多く、いかに万全を期してレビューをしても、思い至らない点もあるかもしれません。そこで、中国の契約書では、「本契約に記載している内容を変更する場合、補充合意書をもって修正する。また、補充合意書は本契約と同等の法的効力を有する」といった内容を契約に盛り込むことが良くあります。

民法典では、契約が発効した後、当事者が品質、代金又は報酬、履行地等の内容につき約定しておらず、又は約定が不明確な場合は、協議の上で補充することができるとしつつ、補充合意ができない場合は、契約の関連条項又は取引慣行に従うものとされています<sup>56</sup>。

なお、契約当事者が取引慣行等に異議があり合意に達することができない場合、主に以下の規定によって対応します<sup>57</sup>。

- (1) 品質については、国家の強制基準に従い、国家の強制基準がない場合には、国家の推薦基準に従い、国家の推薦基準もない場合は、業界の基準に従う。上記いずれの基準もない場合、通常基準又は契約の目的に合致する特定の基準に従い履行しなければならない。
- (2) 代金又は報酬については、契約締結時における履行地での市場価格に従うものとし、法により政府の定価又は指導価格に従うべき場合、規定に従い履行する<sup>58</sup>。
- (3) 履行地については、金銭給付の場合、受領者の所在地を履行地とする<sup>59</sup>。不動産引渡しの場合、不動産の所在地を履行地とする。その他の目的物の場合、義務を履行する当事者の所在地を履行地とする。

Q3.4.3 契約を適切に履行しない場合、どのような責任を負う可能性があるでしょうか。

契約を適切に履行しない場合には、契約に基づく義務を履行しないこと（一方の当事者が契約上の義務の不履行の意思を明確に表示し又は自己の行為をもって表明した場合を含みます<sup>60</sup>。

<sup>56</sup> 民法典第 510 条

<sup>57</sup> 民法典第 511 条

<sup>58</sup> 主に、価格法第 18 条に規定している国民経済の発展及び国民生活と関連の深いごく一部の商品価格、希少資源の一部の商品価格、自然独占の商品価格、重要な公共事業価格、又は重要な公益的なサービス価格をいいます。

<sup>59</sup> なお、法律の定め又は当事者の特約がない限り、債権者は債務者に対して履行地の法定貨幣にて履行を請求できます（民法典第 514 条）。

<sup>60</sup> 民法典第 578 条

以下「契約不履行」といいます。)、及び義務の履行したものの契約の定め合致しないこと(以下「瑕疵ある履行」といいます。)があります<sup>61</sup>。

契約不履行、瑕疵ある履行のいずれの場合であっても、当該当事者は違約責任を負います。違約責任には次の3つの種類があります。①契約の継続的履行<sup>62</sup>、②是正措置を取ること、③損害賠償をすることです<sup>63</sup>。

是正措置の手段として、目的物の性質及び損失の程度に基づき、違約者に修理、再作成、交換、返品、代金又は報酬の減額等の違約責任を負わせることが挙げられます<sup>64</sup>。また、違約責任の代表的なものは損害賠償です。損害賠償の原則は、違約によって生じた損害に相当するものであり、契約を履行することで得られる利益も含まれます。ただ、違約者が契約締結時に予見し又は予見すべきであった損害の範囲を超えてはなりません<sup>65</sup>。

中国の契約では、一定額又は一定割合の違約金を定めることが良くあります。違約金を定める場合、実際の損害を立証せずとも当該金額を請求できますが、当事者は、違約金が実際の損失より低い場合には増額を、実際の金額より過大である場合には減額を、裁判所又は仲裁機関に請求することができます<sup>66 67</sup>。

#### Q3.4.4 相手方の契約違反が起こる場面を構造的に減らすには、どうすればよいでしょうか。

相手方の契約違反が起こる場面を構造的に減らすには、契約条項の設定に工夫が必要です。例えば、当事者は、将来の一定期間内に本契約を締結するために締結した買受書、注文書、予約注文書等に手付金<sup>68</sup>を定めるのは有効な手段といえます。手付金を支払った一方当事者が債務を履行しない場合、手付金の返還を請求できなくなるのに対し、手付金を受領した当事者が債務を履行しない場合には、手付金の2倍の金額を返還しなければなりません(日本の「手付損倍返し」と同じです)<sup>69</sup>。

また、売買契約を例として、次のような内容を条項に盛り込むことが考えられます。

<sup>61</sup> 民法典第 577 条

<sup>62</sup> なお、非金銭債務の場合、違約者に次の事由があると、契約の継続的履行を請求できません。①法律上又は事実上履行不能な場合、②債務の目的物が強制履行に適さず又は履行費用が過大である場合、③債権者が合理的な期間内に履行の請求をしていない場合(民法典第 580 条)。

<sup>63</sup> 民法典第 577 条

<sup>64</sup> 民法典第 582 条

<sup>65</sup> 民法典第 584 条

<sup>66</sup> 民法典第 585 条

<sup>67</sup> 実際の損害を基礎として、契約履行状況、当事者の過失の程度、得べかりし利益等を総合衡量して、公平・信義誠実の原則に照らして判断されます。一般に、実際の損害より 30%を超えた違約金については、「過大である」と認定されます。(契約法解釈(二)(关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释(二))第 29 条)

<sup>68</sup> 手付金は、主たる契約の金額の 20%を超えてはならないという制限があります(民法典第 586 条)。なお、手付金は中国語では「定金」といいますが、同じ発音の「订金」とする表現が散見されます。「订金」と記載した場合、単なる前払金として取り扱われ、手付損倍返しの原則が適用できないおそれがありますので、ご注意ください。

<sup>69</sup> 民法典第 587 条

- (1) 売主の立場において、相手方から代金が入金した後に、商品の引き渡しをすること（以下「代金前払い制」と言います。）。
- (2) 売主の立場において、代金前払い制が取れない場合においても、継続的取引においてクレジット枠を設けて、一定以上の未払代金がたまると、新規の発注を拒否できると定めること。
- (3) 買主の立場において、分割払いとして、最後の 5%～10%の代金の支払期限を製品の検収合格後 1 年以内<sup>70</sup>とすること（オーダーメイド製品の場合や、高額なソフトウェアシステム等、納品後の調整・サポートが必要になるものを含む。）。
- (4) 買主の立場において、支払方法を現金から商業為替手形<sup>71</sup>、又は買取ファクタリング<sup>72</sup>に変え、決済すること（代金後払い制とも言えます。）。

#### Q3.4.5 相手方の契約違反を心理的に抑制するには、どうすればよいでしょうか。

取引においては、様々な理由で契約違反が生じることがあります。例えば、違約金を払っても契約を履行しない方が儲かる場合や、履行をしなくても大きな損失がない場合には、契約違反の可能性が高まります。このような、契約当事者の契約違反に関する潜在的な心理を見極め、心理的な違約コストを高めておくことが有用といえます。以下、大手企業と零細企業に分けて見てみましょう。

大手企業の場合、契約の履行能力が高く、特に契約に定めた代金の支払遅滞の懸念は一般的にはあまりないと言えます。他方、多くの大手企業は社会的な企業イメージを重視し、企業の信用や名誉を傷つけるスキャンダルの発生を回避する志向がありますので、例えば、契約に腐敗防止条項を置いて、取引担当者から契約履行に関連して不当な要求を受けるような場合には、当該条項の活用を図ることも考えられます。また、大手企業は内部管理が厳しく、審査のプロセスに時間がかかり、かつ、契約に具体的な記載のない義務の履行や金銭の支払を拒む傾向もあるため、義務履行の時期、内容について、できるだけ明確に定めておくのが有効といえます。

零細企業の場合、契約違反に対する心理的プレッシャーを与えるべく、違約責任の設定について、例えば、一日あたりの履行遅滞の違約金を明確な数字で規定するとともに、履行遅滞が

<sup>70</sup> 法令による強行規定がない場合は、上記の期限はあくまでも当事者が協議して定めればよいといえますが、例えば、建築工事請負契約においては、請負人が欠陥責任期間内における欠陥を補修するための建設工事事品質保証金を定める場合、その期間を最大 2 年間までしか設定することができないという規制があります（建設工事事品質保証金管理弁法第 2 条）。

<sup>71</sup> 商業為替手形（商業汇票）とは、銀行以外の企業若しくはその他組織が振出し、支払人に委託して一覽時又は指定期日に一定の金額を無条件で受取人又は所持人に支払う手形のことをいいます（手形法第 19 条、手形管理実施弁法第 8 条）。

<sup>72</sup> 代金の支払をファクタリングサービス会社に委託することを通して、資金繰りに余裕がない企業にお勧めです。近時、中国では銀行がファクタリングサービスを提供するほか、一般企業もファクタリングサービスに参入することができるようになりました（商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法（商業銀行保理业务管理暂行办法）、商務部による商業ファクタリング試行に関する業務についての通知（商務部关于商业保理试点有关工作的通知））。

一定の期間を超えた場合、違約金の支払請求に加えて、契約解除ができるようにする条項もよく見られます（違約金の設定については Q3.2.10 をご参照ください。）。また、自己の営業秘密及び知的財産権を保護するために、秘密保持義務違反や知的財産権侵害に関する違約金を具体的な金額により規定することで、威嚇力を高めておくことも考えられます。また、当該企業に目ぼしい資産がない場合には、当該企業の個人株主や法定代表者に保証人として契約書に署名を求めることで、契約違反時の個人への責任追及による威嚇力から、契約違反の発生をできるだけ抑えることも有効といえます。

**Q3.4.6** 相手方当事者が契約を適切に履行しない場合、どのような抗弁権を主張できるでしょうか。

中国法では、相手方当事者が契約を適切に履行しない場合に主張できるものとして、同時履行の抗弁権、先履行の抗弁権及び不安の抗弁権を定めています。取引先の経営状況が悪化し、経営破綻する恐れがある時、適切な抗弁権を行使することで、損失の回避を図ることができません。以下、上記3種類の抗弁権についてご説明します。

同時履行の抗弁権とは、双方当事者が相互に債務を負い、履行の順序に先後がない場合は、同時に履行しなければならず、相手方が債務を履行するまで自己の債務の履行を拒絶する権利です。また、債務の履行が契約に適合していない場合（目的物の数量不足、瑕疵、又は対価の金額不足等の瑕疵ある履行）においても、相手方の不履行部分に相応する部分の履行を拒絶することができます<sup>73</sup>。この点、履行拒絶が限度を超えると、逆に自己の債務不履行となってしまう。そこで、契約上、相手方に債務不履行又は瑕疵ある履行がある場合、自己はすべての債務の履行を拒絶する権利を有することを規定することもあります。

先履行の抗弁権とは、双方当事者が相互に債務を負い、履行の順序に先後がある場合、先履行当事者が債務を履行せず、又は債務の履行が契約に適合していない場合、後履行当事者が債務の履行を拒絶することができる権利です<sup>74</sup>。なお、先履行当事者が義務履行を怠った場合には、後履行当事者が自己の義務履行を拒絶するほか、相手方の債務不履行責任を追及することもできます。

不安の抗弁権とは、双方当事者が相互に債務を負い、履行の順序に先後がある場合、後履行当事者に著しい経営悪化、財産・資金移転、信用喪失その他の事由が生じた時において先履行当事者が後履行当事者の債務履行能力喪失を証明できる確実な証拠がある場合は、先履行当事者が自己の先履行を中止することができる延期的な抗弁権です<sup>75</sup>。先履行当事者が不安の抗弁権を行使する場合は、その旨（相手方の履行能力喪失を証する具体的な証拠と事由）を速やかに相手方に通知しなければなりません。その通知に対し、後履行当事者が相当の担保を提供した場合、先履行当事者は義務履行を再開する必要があります。なお、履行を中止した後、合理的

<sup>73</sup> 民法典第 525 条

<sup>74</sup> 民法典第 526 条

<sup>75</sup> 民法典第 527 条

な期間内に後履行当事者の履行能力が回復せず、又は相応の担保も提供しない場合、先履行当事者は契約を解除し、かつ相手方の違約責任を追及することができます。実務上、この場合の契約解除の理由を明確化するため、契約に以下のいずれかの事由が生じた場合、契約を解除することができることを規定することが良く見られます。

- (1) 支払停止又は支払不能となった場合。
- (2) 破産手続、再生手続、会社清算の開始その他これらに類する法的手続を自ら申し立て、又は第三者から申し立てられた場合。
- (3) 債務超過等、財務・信用状態の著しい悪化により、本契約の遂行に支障がある場合。
- (4) その他の当事者の名誉若しくは信用を失墜させ、又は本契約当事者間の信頼関係を著しく毀損した場合。

**Q3.4.7** 一方の当事者が契約を適切に履行しない場合、どのような担保手段をもって債権を実現できるでしょうか。

Q3.4.4にてご紹介した手付金は相手方の契約違反行為を抑制する機能があるほか、物的担保手段としてもよく用いられます<sup>76</sup>。他にも、契約内容や相手方当事者の資産等の状況に応じて、他の物的担保や人的担保（保証）を設定することで、被担保債権の履行を確保することができます。民法典においては、従来担保法、物権法及び関連する解釈に規定されていた各種の担保に関する規定を統合するとともに、新たな担保手段（非典型担保）<sup>77</sup>の存在も盛り込みました。以下、民法典及び中国の実務上使われる担保手段について、整理しますので、ご活用ください。

分類	具体的な内容
物的担保	1. 抵当権（民法典第 394 条～第 424 条） ①一般抵当権 <sup>78</sup> ②浮動抵当権 <sup>79</sup> ③根抵当権 <sup>80</sup> 2. 質権（民法典第 425 条～第 446 条）

<sup>76</sup> 手付金は債権の担保として位置づけられ、手付金契約は、手付金が実際に交付されたときに成立する要物契約とされます（民法典第 586 条第 1 項）。

<sup>77</sup> 民法典第 388 条では、担保契約の種類について、抵当権設定契約、質権設定契約のほか、その他の担保機能のある契約も担保契約として定めており、これは、非典型担保に関する契約の規定であると理解されています。

<sup>78</sup> 債務者又は第三者が財産の占有を移転せず、当該財産を債権者に抵当に供することにより、債務者が債務を履行せず、又は契約に約定された抵当権の実行の事由が生じた場合、債権者は当該財産について優先弁済を受ける権利があるというものです（民法典第 394 条）。

<sup>79</sup> 企業、個人事業者及び農業生産経営者は、現に有し、及び将来有する生産設備、原材料、半製品及び製品に抵当権を設定することができ、債務者が、期限到来の債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行の事由が生じた場合、債権者は抵当権実行時の財産から優先的に弁済を受ける権利を有するというものです（民法典第 396 条）。中国語では「浮動抵押権」といいます。

<sup>80</sup> 債務者又は第三者が一定期間内に継続的に発生する債権について、担保財産を供する場合、債務者が、期限到来の債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行の事由が生じた場合、債権者は債権の極度額の範囲内において当該担保財産から優先的に弁済を受ける権利を有するという内容です（民法典第 420 条）。中国語では「最高額抵押権」といいます。

	①動産質権 <sup>81</sup> ②根質権 <sup>82</sup> ③権利質権 <sup>83</sup> 3. 留置権 <sup>84</sup> （民法典第 447 条～第 457 条） 4. 手付金（民法典第 586 条～第 588 条）
人的担保	保証（民法典第 681 条～第 702 条） ①一般保証 <sup>85</sup> ②連帯保証 <sup>86</sup> ③反対担保 <sup>87</sup> ④根保証 <sup>88</sup>
非典型担保	1. 所有権留保（売買契約の場合） <sup>89</sup> 2. ファイナンスリースの所有権対抗 <sup>90</sup> 3. ファクタリングにおける優先権の対抗 <sup>91</sup>

<sup>81</sup> 債務者又は第三者が財産に質権を設定し債権者に占有を移転させた場合、債務者が債務を履行せず、又は契約に約定された質権の実行の事由が生じた場合、債権者は当該財産について優先弁済を受ける権利を有するというものです（民法典第 425 条）。

<sup>82</sup> 質権者と質権設定者が協議し、債権極度額の範囲内で、一定期間内に継続的に発生する債権について、担保することができるという内容です。根質権については、質権の規定に加えて、根抵当権の規定を準用します（民法典第 439 条）。中国語では「最高額質権」といいます。

<sup>83</sup> 債務者又は第三者が処分できる次の各号に掲げる権利について、質権を設定することができるというものです（民法典第 440 条）。

- (1) 為替手形、約束手形、小切手
- (2) 債券、預金証書
- (3) 倉庫証券、船荷証券
- (4) 譲渡できるファンドの持分、株式・持分
- (5) 譲渡できる登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権における財産権
- (6) 現に有し、又は将来有する売掛金
- (7) 法律、行政法規に質権を設定できるとされるその他の財産権

<sup>84</sup> 債務者が期限到来の債務を履行しない場合、債権者がすでに適法に占有している債務者の動産を留置することができます。且つ当該動産から優先弁済を受ける権利を有するというものです（民法典第 447 条）。

<sup>85</sup> 債務者が債務を履行できない時に保証人が保証責任を負うというものであり、催告・検索の抗弁権の対抗を受けます（民法典第 687 条）。

<sup>86</sup> 期限が到来した債務が履行されないとき又は当事者が定めた事由が生じた時に債務者とともに保証人が責任を負うというものです（民法典第 688 条）

<sup>87</sup> 反対担保とは、担保提供者が求償権を担保するために、債務者に対し担保を徴求するものです（民法典第 689 条、担保法第 4 条）。

<sup>88</sup> 保証人と債権者が協議し、債権極度額の範囲内で、一定期間内に継続的に発生する債権について、担保することができる。根保証については、保証の規定に加えて、根抵当権の規定を準用します（民法典第 690 条）。

<sup>89</sup> 所有権留保とは、売買契約において、買主が代金を完済するまで、売主が目的物の所有権を留保するものです。但し、売主が目的物の所有権を登記していない場合、善意の第三者に対抗することはできません（民法典第 641 条）。

<sup>90</sup> ファイナンスリースの賃貸人は、リース目的物の所有権を有し、その所有権を登記すれば、善意の第三者に対抗することができる（民法典第 745 条）ということで、実質的な担保としての目的を果たすことができると理解されています。

<sup>91</sup> 売掛金の債権者が、同一の売掛金について複数のファクタリング契約を締結した場合、複数のファクタリングサービスの提供者が当該売掛金につき権利を主張した時、登記したファクタリングサービスの提供者が当該売

4. 差額担保取引 <sup>92</sup> 5. 譲渡担保 <sup>93</sup>
--

Q3.4.8 一方の当事者が契約を履行しない場合、第三者が代わりに履行することが可能でしょうか。

契約は、契約当事者間においてのみ効力を有し、契約当事者の合意もなく第三者に履行されることはできないのが原則ですが、場合によって、当該契約当事者以外の第三者が債務の履行に合法的な利益を有する場合<sup>94</sup>、債務者の代わりに債務を代わりに履行する権利が認められます。但し、債務の性質、当事者の約定又は法律の規定により債務者によってしか履行できない債務についてはこの限りではありません。債権者は当該第三者の履行を受領した後、債務者に対する債権を当該第三者に譲渡することとされますが、第三者と債務者の間に別段の約定があればそれに従います<sup>95</sup>。

Q3.4.9 新型コロナウイルス感染症により、契約履行にどのような影響をもたらしているでしょうか。

新型コロナウイルス感染症（以下は「本件感染症」と言います。）が、依然として世界各地で猛威を振るっており、多くの企業にとって、各種の契約の履行に甚大な影響をもたらしています。それを受けて、一方の契約当事者が、本件感染症を不可抗力だとして、契約履行の遅延や契約解除ができるかについて、注目されています。

---

掛金から優先弁済を受ける権利を確保できる（民法典第 768 条）という点について、登記による一種の担保と理解されることがあります。

<sup>92</sup> 中国語で「保兑仓」といい、銀行の信用をもって、銀行引受手形を決済方法とし、銀行が貨物の権利をコントロールし、売主（又は倉庫の保管者）が貨物の保管を受託し、且つ銀行引受手形と保証金との間の差額を担保とすることをいいます。その基本的な取引の流れとは、売主、買主及び銀行が三者間契約を締結し、買主が銀行に一定の比率の引受保証金を預金し、銀行は売主を代金受領者とする銀行引受手形を買主に発行し、買主は銀行引受手形を貨物の代金として売主に引き渡し、銀行は買主が納付した保証金の一定の比率に基づいて売主に倉荷証券を発行し、売主は当該倉荷証券の金額に相応する貨物を買主に引き渡し、買主が当該貨物の販売後の代金を再び保証金として預金するものとされます（全国裁判所民商事審判業務会議要綱（以下「九民紀要」といいます。）第 68 条）。

<sup>93</sup> 債務者又は第三者が債権者と契約し、財産を形式的に債権者の名義の下に譲渡することを約定し、債務者が期限到来の債務を履行した場合、債権者が当該財産を債務者又は第三者に返還するものとし、債権者が期限到来の債務を履行しなかった場合、債権者が当該財産に対し競売、転売又は自ら取得して債権の弁済に充当するものをいいます（九民紀要第 71 条）。中国語では、「让与担保」。

<sup>94</sup> 例えば、賃貸人 A から賃借人 B が物件を借り、賃借人 B が当該物件を転借人 C に転貸した事例において、賃借人 B が賃貸人 A に対し賃料を支払うことができない場合、賃貸人 A が賃借人 B の契約違反により賃貸借契約を解除して、当該物件の明渡し請求をする可能性があることに鑑み、転借人 C は、賃借人 B の代わりに、賃貸人 A に対し賃料を支払うことには合法的な利益を有するといえます。

<sup>95</sup> 民法典第 524 条

不可抗力とは、予見不能、回避不能、かつ克服不能な客観的状況を言います<sup>96</sup>。一方の契約当事者が、不可抗力により契約の履行が不能になった場合、法律に特段の定めのある場合を除き、一部又は全部の責任を免除することができます。また、相手方に遅延なく通知しなければならず、かつ合理的な期間内に証明を提供すべきとされています<sup>97</sup>。なお、中国法上、不可抗力のほかに、事情変更の制度があり、事情変更により不利な影響を受けた当事者は相手方と協議をすることができ、協議により合意に至らない場合には人民法院又は仲裁機関に対して、契約の変更又は解除を請求できるとされます<sup>98</sup>。

中国国際貿易促進委員会（CCPIT）は、国際貿易に携わる関連企業に対し、同委員会の公式サイト<sup>99</sup>にて申請すれば、本件感染症により契約の履行不能・遅延履行することが不可抗力に該当する証明を発行するサービスを提供しています。

また、最高人民法院が公布した関連司法解釈<sup>100</sup>により、本件感染症が不可抗力に該当することを明言し、具体的な適用規則も列挙されていますので、中国国内で行われる裁判の場合、これらを適用することができますが信義誠実の原則に基づき、不可抗力により一部又は全部の責任を免除することを主張する一方の契約当事者は、関連事実の挙証責任を負わなければなりません。なお、中国国内では、企業の生産活動や物流などはほぼ復旧している状況ですので、本件感染症の影響がある事象について、常に不可抗力ありと認定されるわけではないことに注意が必要です。

**Q3.4.10 契約履行状況のチェック体制を強化するには、どのような点について注意すべきでしょうか。**

前述した通り、契約履行の過程において、様々なリスクに直面しますが、契約の相手方の違約行為を牽制し、又は自己が違約行為をしてしまうことを避ける観点から、社内での契約履行状況のチェック体制を強化する必要があります。これについて、次のようなものが考えられます。

(1) 契約書等を保管・管理すること

契約の履行状況をモニタリングする前提として、契約書、補充合意書や重要なやり取りの記録をきちんと保管することが挙げられます<sup>101</sup>。

<sup>96</sup> 民法典第 180 条

<sup>97</sup> 民法典第 590 条

<sup>98</sup> 民法典第 533 条。なお、裁判実務上、その適用は限定的となっております。

<sup>99</sup> <https://www.rzccpit.com/company/infomationdetails.html?id=6bc7609d7e74499eb2e19e186d524302>（申請方法を含めた Q&A が掲載されていますのでご参照ください）

<sup>100</sup> 最高人民法院による「新型コロナウイルス疫病に係る民事事件の合法かつ適切な審理に関する若干問題の指導意見（一）」についての通知（最高人民法院印发《关于依法妥善审理涉新冠肺炎疫情民事案件若干问题的指导意见（一）》的通知）

<sup>101</sup> 訴訟においては証拠による立証が必要になりますので、特に書面等の確実な媒体にて記録を保管することが重要です。近時は、個人の SNS などだけで契約に関するやり取りを行うことも多く、担当者の離職等により、記録がなくなるリスクも生じやすくなっております。

- ① 契約書等の捺印及び保管を、専門の担当者に行わせること
- ② 契約書等を取引ごとに、又は取引先ごとに分類して保管すること
- ③ 契約書等を電子化し、セキュリティの確保された社内の共有フォルダに保存し、多部門間での連携による管理ができるようにすること
- ④ 契約書等の台帳を作成して、締結日、履行条件、各種期限、履行状況等をデータ化して管理すること

(2) 契約における各種期限に注意すること

契約の履行においては、適用のある各種期限を把握して、遅滞なく、義務の履行や権利行使をすることが重要です。

- ① 貨物代金、ロイヤルティ、賃貸料等の支払期限
- ② 貨物、サービス、物件等の交付期限
- ③ 商品の検収期限及びそれに伴う異議申立て期限
- ④ 契約の更新・解除の通知期限
- ⑤ 違約責任等の追及に関して、人民法院に訴訟上の請求をなしうる訴訟時効の期限

102

(3) 相手方の信用状況をモニタリングすること

3.4.6 に述べた通り、相手方に信用失墜等の状況があれば、契約の関連条項により、不安の抗弁権を行使することができます。契約履行過程における相手方の信用状況のチェック手段としては次のようなものが挙げられます。

- ① 企業信用情報公示システムを利用すること（詳しく Q3.1.2 をご参照ください）
- ② 相手方の川上・川下の企業、その他の取引先、又はインターネット等から情報を収集すること
- ③ 定期的取引先の現場を訪問して、情報を収集すること

(劉新亜・中国法顧問)

<sup>102</sup> 法律に別段の定めがない場合、訴訟時効期間は3年です（民法典第188条第1項）。

### 三. 中国法務の現場より

#### 1. 北京市における経済活動の回復の兆し等

##### (1) 北京市における経済活動の回復の兆し

6月11日に北京市において新型コロナウイルスへの新增感染者が再び現れた後、6月16日に北京市の防疫レベルは二級に引き上げられた。その後、一連の厳しい防疫措置が実施された結果、7月20日には同市の防疫レベルは再び三級に引き下げられた。

7月19日、北京市の防疫レベルが三級に戻されるという情報が公表された途端に、北京発着の航空券は大幅に値上がりした。ある旅行サイトの情報によれば、この情報が公表された1時間後、航空券の値段は1時間前に比べて700%程度も上昇したとのことである。その中でも、北京発上海着の航空券の上昇幅が最も高く、次いで北京発海南三亚又は成都着の航空券となったようである。全体的に、北京発の雲南、桂林といった観光地への航空券の購入量が460%程度増加したとのことであり、北京市民の国内旅行に関する意向が強く表れている。

また、防疫レベルが三級に戻されたに伴い、これまで営業を停止していた全国の映画館が開放され、国家映画局は7月16日に「防疫常態下において順次映画館の開放回復を推進することに関する通知」<sup>103</sup>を公表した。当該通知によれば、コロナウイルスの流行リスクが低い地区において、7月20日以降映画館の営業を再開することができる一方、コロナウイルス流行リスクが中又は高となっている地区においては引き続き営業を停止することを要請している。報道によると、7月20日の午前0時から午前6時26分までの間に、映画の興行収入が140万人民元を突破し、また、7月27日の統計では、7月20日からの1週間での興行収入は、合計1.09億人民元に上ったとのことであった。なお、興行収入のトップ5となった地域は、上海市、浙江省、江蘇省、山東省、四川省とのことである。

##### (2) 北京における住宅積立金に関する管理強化

2020年7月10日、「北京市住宅積立金管理センター行政処罰裁量基準」<sup>104</sup>（以下「裁量基準」という。）が改正された。裁量基準は、2015年11月20日に制定、施行されたものであるが、今回の改正は、違法単位への処罰措置を強化することによって、住宅積立金の法定額での納付を促進することを趣旨としたものである。

このような趣旨を踏まえ、改正後の裁量基準では住宅積立金に関する違法行為に対する処罰基準が引き上げられている。改正後の裁量基準において定められた処罰基準は以下のとおりである。

<sup>103</sup> 「关于在疫情防控常态化条件下有序推进电影院恢复开放的通知」

<sup>104</sup> 「北京住房公积金管理中心行政处罰裁量基準」

- 使用者が、住宅積立金管理条例<sup>105</sup>に従って、設立されてから 30 日以内に住宅積立金納付登記をせず、住宅積立金管理センターが期限を定めて是正を命じても是正に応じない場合、1 万元から 5 万元の範囲で過料が科される。

違法の内容	処罰金額
未登記従業員数<10 名	1 万元～3 万元
10 名≦未登記従業員数<30 名	4 万元～5 万元
未登記従業員数≧30 名	5 万元
是正をせず、又は是正が適切になされていない場合	5 万元

- 使用者が、住宅積立金納付登記をしたものの、住宅積立金納付用口座を開設せず、住宅積立金管理センターが期限を定めて是正を命じても是正に応じない場合も、1 万元から 5 万元の範囲で過料が科される。

違法の内容	処罰金額
未開設従業員数≦3 名	1 万元～3 万元
未開設従業員数≧4 名	4 万元～5 万元
是正をせず、又は是正が適切になされていない場合	5 万元

- 雇用状況、給与金額等について不実の申告をし、住宅積立金管理センターからの是正命令に応じない場合、500 元から 1000 元の過料が科される。
- 既に処罰された使用者が、再度違法行為をした場合、裁量基準の最高基準をもって処罰する。

(呉秀穎・中国法顧問)

## 2. 日中間の往来の静かな復活に向けて

3 月末、中国において、①全世界からの入国者に対する 14 日間の集中隔離、②外国人の入国の原則禁止（発行済みのビザ・居留許可では入国ができない<sup>106</sup>）、③航空便の大幅減便（1 か国 1 航空会社当たり週 1 便のみ）という極めて厳格な入国規制が実施されたため、日中間の人的往来はほぼストップした。その影響で、一時帰国中の駐在員や帯同家族が日本に足止めされ、また、新たに赴任する駐在員が赴任できないという状況が生じた<sup>107</sup>。

それから 4 か月が経過し、僅かながらの規制緩和もあり、少しずつ、駐在員が戻り始めたという話を耳にするようになった。具体的には次の通りである。

<sup>105</sup> 「住房公积金管理条例」

<sup>106</sup> ビザ免除のプログラムも適用を中止している。なお、中国の永住許可を有する外国人については、入国禁止の対象とならない。

<sup>107</sup> 数字の一例として、上海日本人学校では、児童・生徒の 6 割近い約 900 人が上海に戻れていない（7 月 3 日付け、上海日本商工クラブから上海市宛ての要望書 ([https://jpic-sh.org/uploads/mail\\_attachment/1593756546.pdf](https://jpic-sh.org/uploads/mail_attachment/1593756546.pdf)) による)。

上記①の集中隔離については、上海市では「7日間の集中隔離+7日間の自宅隔離」の制度が7月27日から導入され、上海市に固定した住所を有し、希望者に対して、PCR検査が陰性の場合に、集中隔離後の専用車による自宅移送後の自宅隔離が認められることとなった<sup>108</sup>。

上記②のビザ規制については、新規のビザを取得すれば入国ができるが、4月に入り、日本における中国ビザセンターが休館となったこともあり、特別な例外を除き、日本人の入国の道が閉ざされたが、6月にはビザセンターが営業再開したこともあり、新規のビザ発給も順次なされるようになった。ただ、現状、ビザ申請に当たり、中国側の政府機関が発行する招聘状が必要書類となっており、会社所在地を管轄する区・街道や開発区の外事部門や、一部の業界についてはその監督官庁に招聘状を申請することになる。その招聘状がなかなか出ず、「経済活動に直結しない」と判断されがちな、学校教員、駐在員の帯同家族などにとってはハードルが高いと言われていた。そのような中で、上海では商工クラブが市政府に要望書を提出したことも奏功し、上海市商務委においても招聘状の申請受付窓口が設置された<sup>109</sup>。小職も日本に足止めされている家族のために、ダメ元で窓口に電話で問い合わせたところ、意外にも、「申請可能」と言われ、WeChat経由で、申請書類一式が送られてきたので、記入してWeChatで提出し、結果待ちの状態である<sup>110</sup>。

上記③のフライト規制については、6月に民航局の通知<sup>111</sup>が出て、3週間感染者が出ない路線については、週2便まで増便可能とされ、これを受けて、日本航空は成田-大連線が7月21日より週2便となった<sup>112</sup>。また、武漢や広州には、日本から臨時のチャーター便が飛んで、駐在員らの渡航に便宜が図られた。ただ、世界的なコロナウイルス感染拡大傾向が続く中、フライトの大幅な増便は当面見込めず、ビザが取れてもなかなかすぐには渡航できないという状況にある<sup>113</sup>。

日中両国間で、ビジネス渡航に対する入国規制緩和のための協議がなされているようであるが、近時の日本での感染の広まりの状況からすると、3月末以前にごく数日間存在した、隔離無しで中国に入国できるような仕組みの構築は難しいと思われる。また、フライト規制が緩和されなければ、急な出張のために、短期間で往復するというような従来一般的であった態様でのビジネス渡航はなかなかすぐには実現できそうにない。

<sup>108</sup> 上海市政府発表「上海発布」(<https://mp.weixin.qq.com/s/6HoONvL5wzeDK9FK9ZpHQw>)

<sup>109</sup> <https://www.jpcic-sh.org/news/article/newsid/3090> (窓口担当者名と電話番号の記載有)

<sup>110</sup> なお、帯同家族についても、招聘状の申請者は勤務先である。所定書式の申請表のほか、無書式の申請書を作成する必要がある。その記載事項としては、①本単位(勤務先)の基本状況、②入国予定者の基本状況、③訪中目的の緊急の必要性、④スケジュールが挙げられる。

<sup>111</sup> [http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/TZTG/202006/t20200604\\_202928.html](http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/TZTG/202006/t20200604_202928.html)

<sup>112</sup> 8月のフライト一覧はこちらをご参照 (<https://www.cn.emb-japan.go.jp/files/100047926.pdf>) なお、増便については、運用上、2便目の就航地を別の都市とすることも認められており、中国東方航空が成田-西安線を、中国国际航空が成田-杭州線をそれぞれ開設した。

<sup>113</sup> 現在、8月と9月は既に売り切れであり、10月に入って辛うじて予約可能なチケットがあるが、エコノミークラス片道で約2万円もするという状況である。

なお、日本側でも、再入国許可を有する外国人の入国について、4月2日以前に出国した者については再入国を認めることになり<sup>114</sup>、双方向での往来が少しずつ復活する兆しはみられる。ただ、それ以後の出国者については、特別の事情がなければ再入国は許可されないことになるので、日本で働く外国人が海外出張や帰省をすることは、まだできないといえる<sup>115</sup>。

従って、他国に取り残された人員が勤務地・生活地に戻る動きがひと段落した後は、両国間の往来については、赴任・帰任する駐在員の片道での移動や、極めて緊急性の高い事情がある場合の一時渡航に限られるという状況が当面続くことが想定される。

(山根基宏・弁護士)

**TMI 中国最新法令情報—2020年7月号—**

発行：TMI 総合法律事務所  
監修：何連明・外国法事務弁護士  
編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士  
発行日：2020年7月31日

<sup>114</sup> <http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf>

<sup>115</sup> 親族の危篤見舞い・葬儀参加の場合、自身の治療や出産のため、裁判や受験のため等の事由がある場合には、「特別の事情」と認められ (<http://www.moj.go.jp/content/001321919.pdf>)、再入国も可能となりうる。なお、日本の場合には中国と異なり、永住者に対する特別扱いがなく、日本の永住者であっても、再入国規制の緩和はない。(ただ、海外滞在中に再入国許可が切れた場合の再入国後の永住許可再取得について、特例措置が設けられた <http://www.moj.go.jp/content/001323031.pdf>)。